

平成19年3月20日

全国消費者団体連絡会
PLオンブズ会議 殿



貴連絡会からのご要望に関して

社団法人日本ガス協会およびその会員である都市ガス事業者は、一連のガス機器事故をガス機器メーカーのみの問題ではなく、ガス業界全体の問題という認識の下、現在、諸施策の実施および検討に取り組んでおります。貴連絡会から頂きました諸要望につきましては弊協会としても真摯に受け止め、更に気持ちを引き締めて都市ガスの保安確保に努めてまいります。弊協会および都市ガス事業者が現在実施または検討中である取り組みについて、貴連絡会からの要望書に沿って以下にご紹介致します。

1. お客様に対する事故製品のメーカー名、製品名などの具体的情報の提供

経済産業省より、3月13日に各都市ガス事業者から報告された過去のガス消費設備に関する事故案件について、メーカー名や型式が公表され、事故情報公開の徹底が図られたところです。

また同省では去る2月に事故情報の公表基準を定め、ガス・石油機器による重大製品事故^(※1)については、原因が不明であったりお客様の誤使用であっても、各都市ガス事業者からの報告後直ちに、メーカー名、型式名を含め事故情報について公表するとされており、お客様にとっては事故に関する具体的な情報の把握が事故発生後、直ちに可能な仕組みになっております。

※1：死亡事故、重傷病事故、身体欠損、一酸化炭素中毒事故、火災
各都市ガス事業者としては今後も速やかな事故報告を経済産業省に対して行うことは勿論ですが、ガス機器メーカーとの情報共有および事故原因の徹底究明を行い、再発防止に努めてまいります。

また上記に加えて弊協会では、都市ガス事業者が経済産業省へ報告する事故事例の中で「お客様の誤使用」が原因のもので、特に頻度が高く危険な事例については抽出・分析を行い、お客様への注意喚起等を分かり易く行う等の「お客様への情報発信活動」について、現在都市ガス事業者とともに検討中であります。

2. お客様への注意喚起・製品点検・取替の促進

(お客様への注意喚起について)

機器使用に関する周知については、従前より、お客様が屋内でガス燃焼機器をご使用になられる際には換気に注意していただきたい旨を各都市ガス事業者が業務機会やチラシ等を通じて周知してまいりましたが、昨年7月、経済産業省から半密閉式湯沸器の排気ファンの作動不良による一酸化中毒事故がこれまで多数発生してい

た旨が公表されたことを契機に、ガス事業者、ガス機器メーカーが一体となり、安全周知チラシやパンフレットの配布等による、「より分かり易いお客様への周知」を実施致しました。(対象機器：不完全燃焼防止機能（以下「不燃防機能」）無し半密閉式湯沸器・風呂釜、開放型小型湯沸器)

また、事故を受けて、不燃防機能無し半密閉式湯沸器に係るお客様に対する周知に関する法規則（ガス事業法施行規則第百六条（消費機器に関する周知））が「1回／3年」から「1回／年」へとその頻度が強化される予定であります。それに加えて、都市ガス事業者では不燃防機能無し風呂釜（半密閉型）についても、お客様に対する周知の頻度を、法定の「1回／3年」から「1回／年」に強化し、お客様への周知の徹底を図ってまいります。

更に、開放型小型湯沸器使用中毒事故の発生後の対応として、対象機器を拡大してお客様に対する「緊急周知」を各都市ガス事業者が本年3月を目途に実施する予定であります。(対象機器：不燃防機能付きインターロック機能無し開放型小型湯沸器、金網ストーブ)

（製品点検・取替促進について）

各ガス事業者とガス機器メーカーはお客様への換気徹底の周知を実施するとともにお客様からご要望があった場合は無償点検を実施中でありま。す。(対象機器：開放型小型湯沸器（不燃防機能付きインターロック機能無し）、金網ストーブ)

加えて、無償点検の際にガス機器に異常が発見された場合は、各都市ガス事業者は、お客様に対して当該機器の使用について注意喚起（場合によっては使用禁止の旨）を図るとともに、次の3. でご説明するような旧型ガス機器の取替促進施策を開始致しております。(対象機器：同上)

3. 旧型ガス機器の取替促進策におけるお客様負担の軽減

安全性の高い機器への取替については、弊協会としてもガス機器の使用による中毒事故を撲滅していくための重要な取り組みであると認識しております。

取替促進施策は都市ガス事業者やガス機器メーカー毎にその内容は異なるものの、大手都市ガス事業者を中心に各社が独自に旧型ガス機器の下取り施策等を既に行っており、具体的には機器代金や工事費の一部負担等による「より安全性の高い機器」への取替促進策を実施中です。(対象機器：同上)

また、ガス機器メーカーにおいても、下取り施策の実施を行っているところもあり、中小ガス事業者もその施策の内容を対象のお客様に積極的に周知するなど、お客様に対する取替促進の取り組みを行っております。

なお、弊協会では旧型ガス機器の取替インセンティブが比較的低いとされる賃貸集合住宅オーナー向けの取替施策等については国・消防やお客様団体を交えた研究会^(※2)を本年2月に立ち上げ、現在その具体策を検討中でありま。す。

※2：「あんしん高度化ガス機器普及開発研究会」（別紙）

4. 製品事故内容の全容および原因究明の公表と被害者救済

1. に記載

5. 事故情報収集・原因追求・対策推進のための社内体制の整備

各都市ガス事業者は社内広報体制を更に強化し、今後も速やかな事故報告を行うとともに、弊協会と連携してガス機器メーカーとの情報共有および事故原因の究明を迅速に行って再発防止に努めていく所存であります。

貴連絡会からのご要望に関して、弊協会および都市ガス事業者が取り組んでいる内容について以上のとおりご報告申し上げます。

保安の確保は私どもガス事業者の根幹であります。今後は業界が一丸となって更に取り組みを強化し、お客様との信頼関係を更に強固なものにするよう努めてまいります。

以 上